

亀岡市環境白書 データ集

令和6年度版

亀岡市環境先進都市推進部環境政策課

目 次

第1章 大 気

1 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況	1
2 大気汚染測定結果(年平均値)の推移	1
3 大気汚染測定結果(年平均値)の推移グラフ	2
4 令和3年度測定結果	4
5 大気汚染に係る環境基準等	5

第2章 水 質

6 市内河川のBOD年間平均値	8
7 河川別水質測定結果の推移	10
8 河川水質測定結果(重金属)の推移	28
9 水質汚濁に係る環境基準等	29

第3章 騒 音

10 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況	32
11 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況	33
12 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況 ..	34
13 騒音測定における環境基準達成状況	35
14 環境騒音測定結果	37
15 自動車交通騒音測定結果	40
16 騒音に係る環境基準	43
17 騒音規制法に基づく規制基準等	44
18 夜間営業等の騒音の制限	46
19 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限	47

第4章 振 動

20 振動規制法に基づく特定施設の届出状況	48
21 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況	48
22 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況 ..	49
23 振動規制法に基づく規制基準等	50

第5章 悪 臭

24 京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況	52
25 悪臭防止法による規制基準.....	52

第6章 ダイオキシン

26 大気中におけるダイオキシン類調査結果	54
27 公共水域におけるダイオキシン類調査結果	54
28 土壌中におけるダイオキシン類調査結果	54
29 ごみ焼却施設の排ガスにおけるダイオキシン類濃度	55
30 ダイオキシン類による大気の汚染、 水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準	55
31 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準	56

第7章 空き地の雑草

32 雑草パトロールの結果	57
---------------------	----

第8章 苦 情

33 年度別苦情件数	58
34 地域別苦情件数	59

第9章 一般廃棄物の状況

35	ごみ排出量処理実績	60
----	-----------------	----

第10章 用語集

36	大気関係	63
37	水質関係	64
38	騒音関係	65
39	ダイオキシン関係	65

第1章 大 気

1. 大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況

年 度	二酸化硫黄	二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
12	○	○	●	○	-
17	○	○	●	○	-
22	○	○	●	○	-
27	○	○	●	○	○
28	○	○	●	○	○
29	○	○	●	○	○
30	○	○	●	○	○
令和元年度	○	○	●	○	○
2	○	○	●	○	○
3	○	○	●	○	○
4	○	○	●	○	○
5	○	○	●	○	○

資料：京都府(測定場所：京都府農林水産部農林水産技術センター)

※ ○は環境基準の達成 ●は環境基準の未達成を表す。

光化学オキシダントは昼間(6～20時)の1時間値が環境基準を達成している場合のみ達成と表す。

微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準を共に達成している場合のみ達成と表す。

2. 大気汚染測定結果(年平均値)の推移

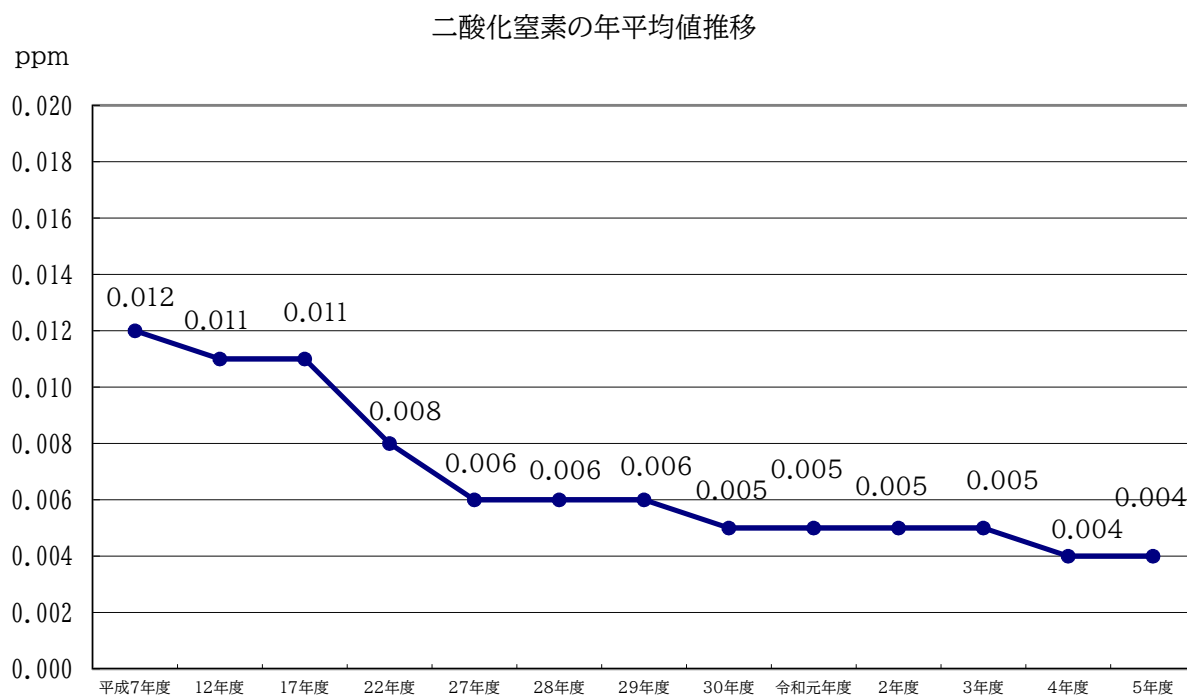
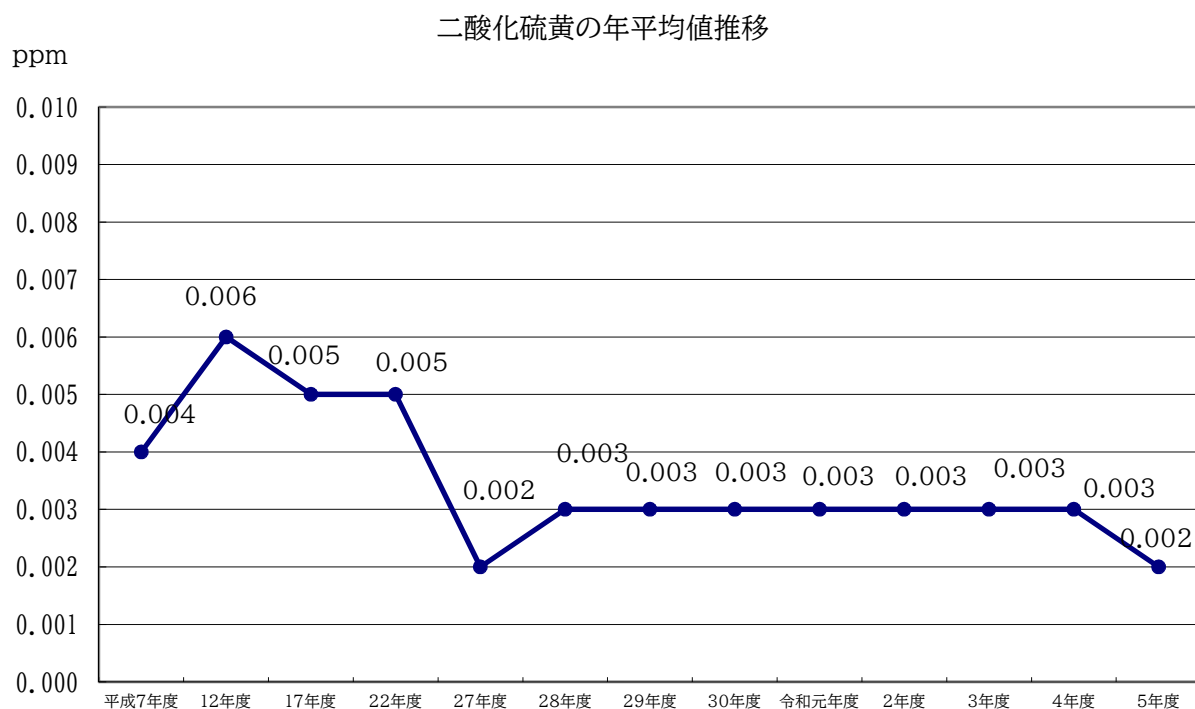
年 度	二酸化硫黄 (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	光化学オキシダント (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	微小粒子状物質 (μg/m ³)
12	0.006	0.011	0.018	0.022	-
17	0.005	0.011	0.034	0.022	-
22	0.005	0.008	0.036	0.017	-
27	0.002	0.006	0.033	0.023	13.2
28	0.003	0.006	0.034	0.021	12.1
29	0.003	0.006	0.034	0.021	12.3
30	0.003	0.005	0.033	0.021	11.9
令和元年度	0.003	0.005	0.034	0.019	11.1
2	0.003	0.005	0.033	0.018	9.9
3	0.003	0.005	0.033	0.017	9.0
4	0.003	0.004	0.028	0.017	8.2
5	0.002	0.004	0.028	0.017	8.3

資料：京都府(京都府農林水産部農林水産技術センター)

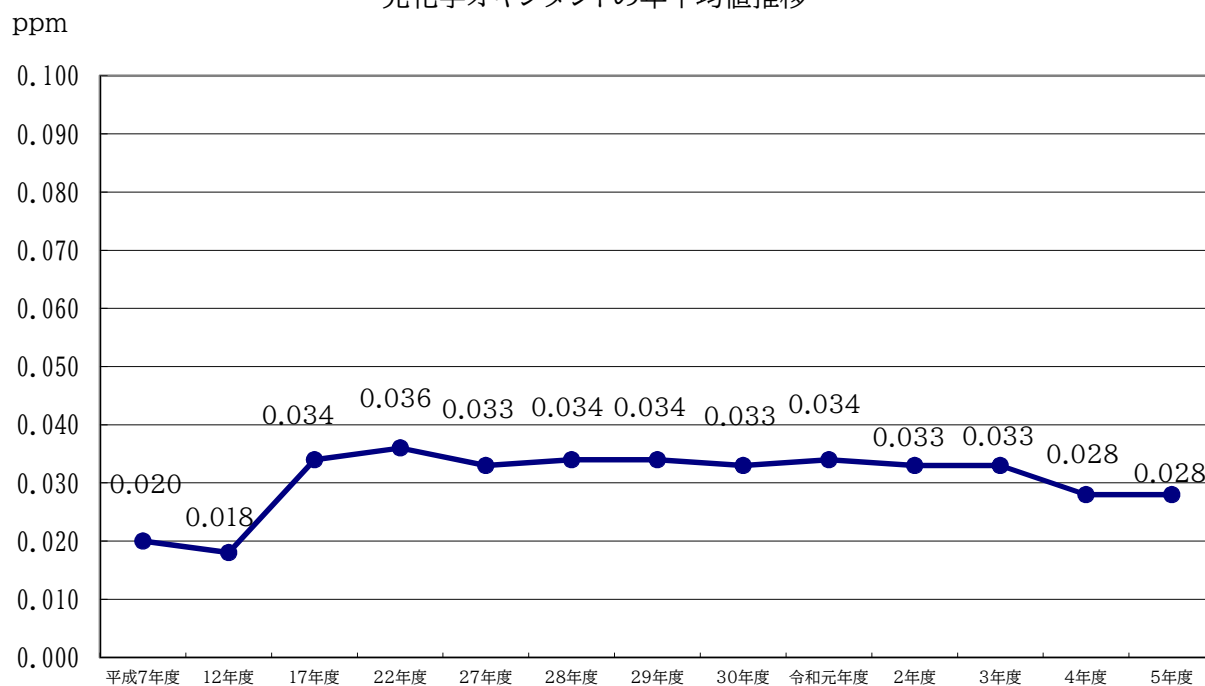
※ 光化学オキシダントは昼間の1時間値の平均値

3. 大気汚染測定結果(年平均値)の推移グラフ

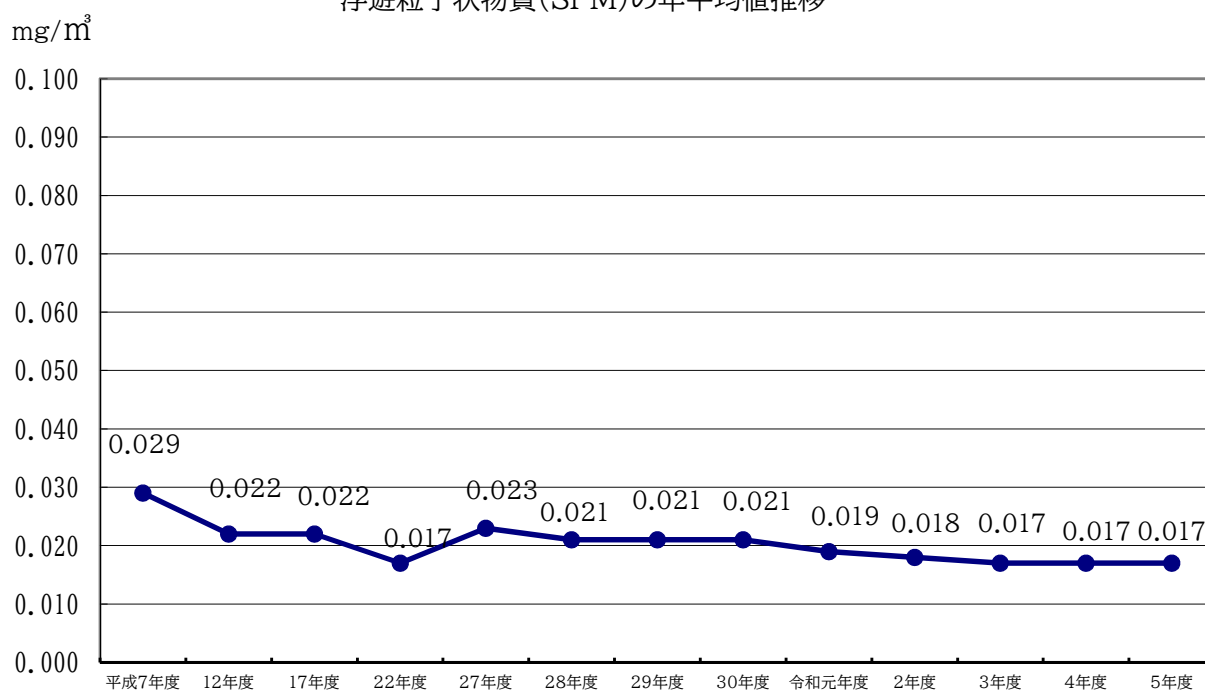
資料:京都府(亀岡測定局)



光化学オキシダントの年平均値推移



浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値推移



4. 令和5年度測定結果(京都府資料)

i) 二酸化硫黄

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(%)	(日)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)
亀岡	366	8712	0.002	0	0	0	0	0.056	0.008	○	0

ii) 二酸化窒素

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
亀岡	363	8687	0.004	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0.011	0

iii) 光化学オキシダント

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数			昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数			昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	時間数とその割合		日数とその割合		(時間)	(ppm)	(ppm)
					(時間)	(%)	(日)	(%)			
亀岡	366	5427	0.032	52	211	3.9	0	0	0	0.115	0.046

iv) 浮遊粒子状物質(SPM)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均が0.10mg/m ³ を超えた日数
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有× 無○)	(日)
亀岡	364	8723	0.017	0	0	0	0	0.122	0.039	○	0

v) 微小粒子状物質(PM2.5)

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	長期基準	短期基準	長期基準 短期基準 共に達成
	(日)	(μg/m ³)	(日)	(%)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(○達成、●未達成)	(○達成、●未達成)	(○達成、●未達成)
亀岡	364	8.3	0	0	47	18.7	○	○	○

5. 大気汚染に係る環境基準等

i) 環境基準

物 質	環境基準(設定年月日等)	測定方法
二 酸 化 硫 黄	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二 酸 化 窒 素	1 時 間 値 の 1 日 平 均 値 が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。(昭53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。(昭48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
浮 遊 粒 子 状 物 質 (S P M)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。(昭48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法、又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはベータ線吸収法
微 小 粒 子 状 物 質 (P M 2 . 5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(平21.9.9 告示)	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握できると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(昭48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。

4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

ii)環境基準評価方法

二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが 0.06ppm 以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としない。
通 知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質(SPM)

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について、環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準に維持されること。但し、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
評価対象	1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。	
通 知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

光化学オキシダント

評価方法	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価対象	6時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通 知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

微小粒子状物質(PM2.5)

評価方法	長期基準	測定結果の1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	短期基準	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価対象		年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。
通 知		平成21年環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知

第2章 水 質

6. 市内河川のBOD年間平均値

(単位:mg/ℓ)

測 定 地 点		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)
鵜 ノ 川	めがね橋	<0.5	0.7	0.8	1.3	0.6
	桂川合流前	0.5	0.9	0.7	1.0	1.3
西 川	下条橋	1	1.2	1.2	3.0	2.0
	桂川合流前	1	1.5	1	2.0	1.5
年 谷 川	鍬山神社	<0.5	1	1.4	1.5	1.0
	桂川合流前	2.2	6.9	1.6	1.6	2.3
雑 水 川	医王谷	0.6	0.7	0.7	1.2	0.9
	南郷堀	1.3	1.9	1.1	1.9	1.9
曾我谷川	春日部	0.7	1	0.8	1.3	1.1
	桂川合流前	0.7	1.8	0.7	1.2	2.0
赤 川	宇津根踏切	1	1.2	1.4	1.1	2.4
法貴谷川	法貴	0.7	0.7	0.9	1.1	1.0
犬 飼 川	養鶏場下	1.7	1.5	1.5	1.6	1.3
	川西	0.6	0.6	0.7	1.3	1.2
	倉谷橋	0.6	0.8	0.8	0.8	1.0
	小幡橋	0.5	0.8	1.1	1.1	1.0
	桂川合流前	0.7	1.3	0.9	1.5	1.7
栢 原 川	落合橋下流	0.8	0.8	0.7	1.4	1.1
	九折橋下流	0.9	0.8	0.8	1.6	1.3
砂 川	鹿谷	0.8	1	1	1.4	2.1
	染色工場下	1.3	1.1	0.9	1.5	3.1

測 定 地 点		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)
山 内 川	芦 ノ 山	0.7	0.8	1.4	1.3	1.0
	夫 婦 松 橋	1.0	0.9	0.8	2.2	1.2
	山 内 川 橋	0.7	1.7	0.8	1.5	1.6
願成寺川	法 然 寺	1.2	3.3	1.5	1.8	1.4
千 々 川	行 者 橋	0.9	1.0	1.2	1.5	1.2
	J R 鉄 橋	0.7	1.4	1.0	1.3	1.1
古 川	古 川 橋	1.1	1.4	1.8	1.4	1.6
七 谷 川	若 宮 橋	0.8	1.5	1.1	2.1	0.8
	キャンプ場付近	<0.5	0.7	0.7	0.7	1.1
本 梅 川	水 橋	0.9	1.3	1.0	1.1	1.2
大路次川	あたご橋 下 流	0.6	1.0	0.8	0.7	0.7
愛宕谷川	愛 宕 橋	<0.5	0.8	0.6	1.2	0.6
桂 川	寅天井堰下流	0.7	0.9	0.9	1.3	0.9
	保津峡入口付近	0.7	0.8	1.2	1.3	1.2

※「<」は当該数値未満

7. 河川別水質測定結果の推移

鵜ノ川(めがね橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.5	7.6	7.1	7.4	7.3
	DO (mg/ℓ)	9.9	11	9.7	10	10.5
	BOD(mg/ℓ)	<0.5	0.7	0.8	1.3	0.6
	COD(mg/ℓ)	1.2	1.2	1.3	2.4	2.1
	SS (mg/ℓ)	5	1	1	10	<1
	大腸菌群数(MPN/100mℓ)	14×10 ²	24×10 ²	25×10 ²	13×10 ²	-
	大腸菌数(UFC/100mℓ)	-	-	-	-	173.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.77	0.55	0.76	0.8	0.6
	全燐(mg/ℓ)	0.035	0.042	0.029	0.034	0.030
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

鵜ノ川(桂川合流前) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.9	7.3	7.3	7.6
	DO (mg/ℓ)	9.7	11	9.8	10	10.5
	BOD(mg/ℓ)	0.5	0.9	0.7	1.0	1.3
	COD(mg/ℓ)	1.1	1.8	1.1	1.6	2.1
	SS (mg/ℓ)	3	1	1	7	1
	大腸菌群数(MPN/100mℓ)	8×10 ²	870×10 ²	16×10 ²	17×10 ²	-
	大腸菌数(UFC/100mℓ)	-	-	-	-	932.8
	全窒素(mg/ℓ)	1.08	0.92	1	1.4	0.9
	全燐(mg/ℓ)	0.033	0.03	0.028	0.045	0.024
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

西川(下条橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.5	8	7.4	7.5	7.8
	DO (mg/ℓ)	10	11	9.9	10	9.8
	BOD(mg/ℓ)	1	1.2	1.2	3.0	2.0
	COD(mg/ℓ)	2.2	3	2.3	5.5	6.1
	SS (mg/ℓ)	5	1	8	36	18
	大腸菌群数(MPN/100ml)	17×10 ²	110×10 ²	37×10 ²	33×10 ²	-
	大腸菌数(UFC/100ml)	-	-	-	-	305.0
	全窒素(mg/ℓ)	1.18	0.99	1.2	1.3	1.4
	全燐(mg/ℓ)	0.123	0.13	0.13	0.107	0.136
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

西川(桂川合流前) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.4	7.9	7.3	7.2	7.5
	DO (mg/ℓ)	9.6	11	9.8	10	8.9
	BOD(mg/ℓ)	1	1.5	1	2.0	5.1
	COD(mg/ℓ)	2	3.7	1.9	4.3	6.9
	SS (mg/ℓ)	9	3	8	32	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	54×10 ²	160×10 ²	57×10 ²	84×10 ²	-
	大腸菌数(UFC/100ml)	-	-	-	-	64.5
	全窒素(mg/ℓ)	1.15	0.96	1.1	1.5	0.8
	全燐(mg/ℓ)	0.09	0.12	0.082	0.116	0.100
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

年谷川(鍬山神社) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.5	6.8	7.0	7.6
	DO (mg/ℓ)	9.9	9.5	9.9	10	10.4
	BOD(mg/ℓ)	<0.5	1	1.4	1.5	1.0
	COD(mg/ℓ)	1.1	0.7	3.1	2.8	1.8
	SS (mg/ℓ)	1	1	3	3	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	5×10^2	15×10^2	49×10^2	9×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	75.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.51	0.31	0.78	0.9	0.3
	全燐(mg/ℓ)	0.021	0.017	0.021	0.029	0.019
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

年谷川(桂川合流前) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.5	7.3	6.6	6.9	7.7
	DO (mg/ℓ)	7.3	7.8	8.6	8.1	9.7
	BOD(mg/ℓ)	2.2	6.9	1.6	1.6	2.3
	COD(mg/ℓ)	4.5	7.1	3.7	3.3	5.2
	SS (mg/ℓ)	5	2	5	4	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	93×10^2	430×10^2	85×10^2	55×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	55.3
	全窒素(mg/ℓ)	7.5	8.6	7	7.3	7.0
	全燐(mg/ℓ)	0.305	0.24	0.32	0.310	0.880
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.01	0.01	0.01	<0.01	0.01

※「<」は当該数値未満

雑水川(医王谷) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.1	7.5	7	6.9	7.7
	DO (mg/ℓ)	8.9	9.1	9.7	9.1	9.4
	BOD(mg/ℓ)	0.6	0.7	0.7	1.2	0.9
	COD(mg/ℓ)	1.2	1.4	1.2	2.2	1.8
	SS (mg/ℓ)	11	<1	2	4	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	68×10^2	24×10^2	26×10^2	16×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	63.5
	全窒素(mg/ℓ)	0.87	0.48	0.97	0.9	0.5
	全燐(mg/ℓ)	0.035	0.013	0.023	0.027	0.024
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

雑水川(南郷堀) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.4	6.9	6.9	7.6
	DO (mg/ℓ)	8.9	8	8.8	9.2	9.7
	BOD(mg/ℓ)	1.3	1.9	1.1	1.9	1.9
	COD(mg/ℓ)	2.8	4.2	2.2	4.1	4.1
	SS (mg/ℓ)	14	5	11	17	6
	大腸菌群数(MPN/100ml)	84×10^2	130×10^2	66×10^2	66×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	113.0
	全窒素(mg/ℓ)	1.07	0.7	1.1	1.4	0.6
	全燐(mg/ℓ)	0.089	0.077	0.087	0.121	0.065
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

曾我谷川(春日部) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.1	7.6	7.1	7.1	7.8
	DO (mg/ℓ)	9.4	10	9.9	8.8	9.6
	BOD(mg/ℓ)	0.7	1	0.8	1.3	1.1
	COD(mg/ℓ)	1.4	1.9	1.4	1.8	3.2
	SS (mg/ℓ)	3	2	4	4	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	27×10^2	31×10^2	29×10^2	33×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	325.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.85	0.31	1.2	0.9	0.4
	全燐(mg/ℓ)	0.037	0.027	0.038	0.038	0.033
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

曾我谷川(桂川合流前) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.9	7.6	7.2	7.3
	DO (mg/ℓ)	9.2	11.1	9.5	10	9.9
	BOD(mg/ℓ)	0.7	1.8	0.7	1.2	2.0
	COD(mg/ℓ)	1.7	3.8	1.3	2.5	4.1
	SS (mg/ℓ)	5	4	3	14	9
	大腸菌群数(MPN/100ml)	17×10^2	250×10^2	16×10^2	51×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	1,611.3
	全窒素(mg/ℓ)	0.92	0.84	0.83	1.3	1.1
	全燐(mg/ℓ)	0.073	0.089	0.058	0.098	0.115
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

赤川(宇津根踏切) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.3	7.8	7.2	7.4	7.6
	DO (mg/ℓ)	9.7	10	9.2	8.9	9.2
	BOD(mg/ℓ)	1	1.2	1.4	1.1	2.4
	COD(mg/ℓ)	2.3	2.9	3.1	2.4	5.5
	SS (mg/ℓ)	13	2	13	6	9
	大腸菌群数(MPN/100mℓ)	70×10^2	92×10^2	135×10^2	96×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100mℓ)	—	—	—	—	4,580.0
	全窒素(mg/ℓ)	1.8	1.2	1.6	0.8	1.6
	全燐(mg/ℓ)	0.122	0.12	0.13	0.093	0.094
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

法貴谷川(法貴) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.4	7.8	7.3	7.6	8.0
	DO (mg/ℓ)	9.3	10	9.6	8.9	10.2
	BOD(mg/ℓ)	0.7	0.7	0.9	1.1	1.0
	COD(mg/ℓ)	1.5	1.5	1.7	2.0	3.3
	SS (mg/ℓ)	9	6	7	8	17
	大腸菌群数(MPN/100mℓ)	58×10^2	32×10^2	43×10^2	61×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100mℓ)	—	—	—	—	305.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.77	0.42	1	1.1	0.4
	全燐(mg/ℓ)	0.047	0.052	0.052	0.094	0.066
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川(養鶏場下) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.7	7.6	7.1	7.1	7.9
	DO (mg/ℓ)	8.8	8.8	8.3	7.6	10.2
	BOD(mg/ℓ)	1.7	1.5	1.5	1.6	1.3
	COD(mg/ℓ)	2.5	2.7	3.4	3.0	4.5
	SS (mg/ℓ)	6	1	11	6	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	36×10^2	440×10^2	127×10^2	52×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	165.0
	全窒素(mg/ℓ)	1.6	0.88	1.5	1.4	0.7
	全燐(mg/ℓ)	0.145	0.12	0.12	0.115	0.091
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川(川西) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.3	7.8	7.1	7.3	7.8
	DO (mg/ℓ)	9.5	10	9.5	10	10.4
	BOD(mg/ℓ)	0.6	0.6	0.7	1.3	1.2
	COD(mg/ℓ)	1.4	1.6	1.2	2.4	3.7
	SS (mg/ℓ)	2	<1	1	4	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	9×10^2	21×10^2	40×10^2	13×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	97.5
	全窒素(mg/ℓ)	1.15	1	1.4	1.4	1.0
	全燐(mg/ℓ)	0.077	0.073	0.079	0.083	0.098
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川(倉谷橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.8	7.1	7.1	7.9
	DO (mg/ℓ)	9.5	11	9.5	10	11.0
	BOD(mg/ℓ)	0.6	0.8	0.8	0.8	1.0
	COD(mg/ℓ)	1.3	1.4	1.3	1.4	2.6
	SS (mg/ℓ)	2	<1	3	3	<1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	26×10^2	12×10^2	20×10^2	21×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	76.0
	全窒素(mg/ℓ)	1	0.69	1.3	1.2	0.9
	全燐(mg/ℓ)	0.061	0.039	0.064	0.061	0.075
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川(小幡橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.7	7	7.2	7.8
	DO (mg/ℓ)	8.8	12	9.4	8.1	10.5
	BOD(mg/ℓ)	0.5	0.8	1.1	1.1	1.0
	COD(mg/ℓ)	1.5	1.8	2	1.8	2.6
	SS (mg/ℓ)	4	<1	6	5	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	34×10^2	18×10^2	15×10^2	14×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	80.5
	全窒素(mg/ℓ)	0.94	0.57	1.3	1.1	0.8
	全燐(mg/ℓ)	0.081	0.05	0.088	0.067	0.052
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

犬飼川(桂川合流前) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.9	7.7	7	7.3	7.6
	DO (mg/ℓ)	9.8	10	9.7	9.1	10.1
	BOD(mg/ℓ)	0.7	1.3	0.9	1.5	1.7
	COD(mg/ℓ)	1.5	2.7	1.7	3.0	4.7
	SS (mg/ℓ)	9	4	5	14	55
	大腸菌群数(MPN/100ml)	51×10^2	63×10^2	27×10^2	43×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	4,122.5
	全窒素(mg/ℓ)	0.88	0.71	0.94	1.3	0.9
	全燐(mg/ℓ)	0.096	0.096	0.082	0.119	0.153
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

栢原川(落合橋下流) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.8	7.2	7.1	7.9
	DO (mg/ℓ)	9.4	11	9.5	9.0	10.3
	BOD(mg/ℓ)	0.8	0.8	0.7	1.4	1.1
	COD(mg/ℓ)	1.5	1.4	1.1	2.9	3.5
	SS (mg/ℓ)	2	2	1	13	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	14×10^2	33×10^2	14×10^2	21×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	105.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.7	0.4	0.85	1.1	0.7
	全燐(mg/ℓ)	0.076	0.064	0.063	0.074	0.083
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

栢原川(九折橋下流) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	7.9	7.5	7.5	8.2
	DO (mg/ℓ)	9.3	11	9.8	8.6	10.5
	BOD(mg/ℓ)	0.9	0.8	0.8	1.6	1.3
	COD(mg/ℓ)	1.4	1.6	1.2	3.2	2.3
	SS (mg/ℓ)	6	6	5	16	4
	大腸菌群数(MPN/100ml)	28×10^2	10×10^2	34×10^2	34×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	71.5
	全窒素(mg/ℓ)	0.63	0.48	0.75	0.8	0.5
	全燐(mg/ℓ)	0.052	0.042	0.046	0.048	0.049
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

砂川(鹿谷) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.2	7.5	7.3	7.3	7.9
	DO (mg/ℓ)	9	9.6	9	7.3	9.9
	BOD(mg/ℓ)	0.8	1	1	1.4	2.1
	COD(mg/ℓ)	1.5	2.7	1.6	2.5	1.9
	SS (mg/ℓ)	5	10	8	6	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	26×10^2	12×10^2	55×10^2	55×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	20.5
	全窒素(mg/ℓ)	0.56	0.47	0.66	0.9	0.2
	全燐(mg/ℓ)	0.046	0.035	0.042	0.046	0.034
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

砂川(染色工場下) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.1	7.4	6.9	7.1	7.5
	DO (mg/ℓ)	8.9	9	9	7.2	8.8
	BOD(mg/ℓ)	1.3	1.1	0.9	1.5	3.1
	COD(mg/ℓ)	2.2	4.1	1.7	3.0	4.8
	SS (mg/ℓ)	6	7	8	7	4
	大腸菌群数(MPN/100ml)	34×10^2	720×10^2	42×10^2	60×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	77.5
	全窒素(mg/ℓ)	1.45	0.97	1.2	1.3	1.9
	全燐(mg/ℓ)	0.111	0.17	0.087	0.093	0.105
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

山内川(芦ノ山) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.1	7.5	6.8	6.9	7.8
	DO (mg/ℓ)	8.8	9.4	8.9	7.8	9.4
	BOD(mg/ℓ)	0.7	0.8	1.4	1.3	1.0
	COD(mg/ℓ)	1.5	2.2	2.3	2.5	3.0
	SS (mg/ℓ)	4	3	12	8	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	39×10^2	45×10^2	108×10^2	108×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	240.0
	全窒素(mg/ℓ)	1.35	1.3	1.8	1.7	2.3
	全燐(mg/ℓ)	0.16	0.18	0.14	0.128	0.200
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

山内川(夫婦松橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.1	7.6	7.2	7.2	8.0
	DO (mg/ℓ)	9.7	11	9.5	10	9.1
	BOD(mg/ℓ)	1	0.9	0.8	2.2	1.2
	COD(mg/ℓ)	2.3	2.5	1.6	4.3	3.9
	SS (mg/ℓ)	8	2	6	27	7
	大腸菌群数(MPN/100ml)	59×10^2	160×10^2	29×10^2	61×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	150.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.91	0.56	0.98	1.4	0.6
	全燐(mg/ℓ)	0.139	0.065	0.08	0.124	0.119
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

山内川(山内川橋) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.3	7.5	7.2	7.3	7.6
	DO (mg/ℓ)	9	9.5	9.5	10	9.0
	BOD(mg/ℓ)	0.7	1.7	0.8	1.5	1.6
	COD(mg/ℓ)	1.5	3.1	1.3	2.8	5.2
	SS (mg/ℓ)	4	3	4	11	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	26×10^2	200×10^2	28×10^2	30×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	40.5
	全窒素(mg/ℓ)	1.12	0.72	0.84	1.2	1.0
	全燐(mg/ℓ)	0.106	0.14	0.094	0.121	0.161
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

願成寺川(法然寺) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.1	7.5	6.9	7.2	7.9
	DO (mg/ℓ)	10	10	9.7	9.5	12.5
	BOD(mg/ℓ)	1.2	3.3	1.5	1.8	1.4
	COD(mg/ℓ)	2.4	4.2	3.1	3.5	3.8
	SS (mg/ℓ)	8	6	13	13	4
	大腸菌群数(MPN/100ml)	65×10^2	92×10^2	85×10^2	61×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	63.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.92	0.62	1.1	1.0	0.5
	全燐(mg/ℓ)	0.135	0.11	0.15	0.138	0.108
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

千々川(行者橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.7	7.3	6.9	6.9	7.8
	DO (mg/ℓ)	9.2	9.2	9.4	9.1	9.6
	BOD(mg/ℓ)	0.9	1	1.2	1.5	1.2
	COD(mg/ℓ)	2	3	2.2	2.6	3.3
	SS (mg/ℓ)	5	3	6	12	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	43×10^2	190×10^2	57×10^2	28×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	59.5
	全窒素(mg/ℓ)	0.79	0.52	0.95	1.0	0.4
	全燐(mg/ℓ)	0.088	0.053	0.076	0.087	0.045
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

千々川(JR鉄橋) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.9	7.7	7.1	7.0	7.9
	DO (mg/ℓ)	9.6	10	9.8	10	10.4
	BOD(mg/ℓ)	0.7	1.4	1	1.3	1.1
	COD(mg/ℓ)	1.5	2.7	1.8	2.5	3.3
	SS (mg/ℓ)	5	4	7	9	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	40×10^2	170×10^2	39×10^2	31×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	59.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.77	0.51	0.95	1.0	0.5
	全燐(mg/ℓ)	0.055	0.07	0.065	0.071	0.061
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

古川(古川橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.1	7.6	6.7	6.8	7.5
	DO (mg/ℓ)	9.6	10	9.3	10	10.4
	BOD(mg/ℓ)	1.1	1.4	1.8	1.4	1.6
	COD(mg/ℓ)	2.7	3.2	3.5	3.1	4.9
	SS (mg/ℓ)	14	7	13	13	11
	大腸菌群数(MPN/100ml)	89×10^2	73×10^2	136×10^2	65×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	47.0
	全窒素(mg/ℓ)	1.25	0.93	1.7	1.3	1.0
	全燐(mg/ℓ)	0.137	0.086	0.14	0.115	0.033
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

七谷川(若宮橋) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7	7.7	7	7.3	7.5
	DO (mg/ℓ)	9.8	11	9.5	10	10.8
	BOD(mg/ℓ)	0.8	1.5	1.1	2.1	0.8
	COD(mg/ℓ)	1.7	3.5	2	3.4	2.0
	SS (mg/ℓ)	5	4	5	8	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	33×10^2	130×10^2	44×10^2	45×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	8.0
	全窒素(mg/ℓ)	1.28	1	1.1	1.0	0.6
	全燐(mg/ℓ)	0.082	0.12	0.096	0.080	0.039
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

七谷川(キャンプ場) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7	7.5	6.8	7.1	7.4
	DO (mg/ℓ)	9.5	10	9.4	9.3	10.0
	BOD(mg/ℓ)	<0.5	0.7	0.7	0.7	1.1
	COD(mg/ℓ)	1	0.8	1.1	1.3	2.6
	SS (mg/ℓ)	<1	<1	1	4	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	6×10^2	2.8×10^2	15×10^2	15×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	35.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.62	0.34	0.98	1.0	0.7
	全燐(mg/ℓ)	0.035	0.023	0.03	0.027	0.024
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

本梅川(水橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.9	7.5	6.9	7.3	7.9
	DO (mg/ℓ)	9.4	10	9.6	11	11.0
	BOD(mg/ℓ)	0.9	1.3	1	1.1	1.2
	COD(mg/ℓ)	2.1	3.1	1.9	2.3	4.7
	SS (mg/ℓ)	7	3	7	9	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	37×10^2	34×10^2	40×10^2	49×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	45.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.85	0.55	1.2	1.3	0.6
	全燐(mg/ℓ)	0.106	0.077	0.097	0.089	0.087
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

大路次川(あたご橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.8	7.4	6.6	6.8	7.7
	DO (mg/ℓ)	9.1	10	9.7	8.5	9.7
	BOD(mg/ℓ)	0.6	1	0.8	0.7	0.7
	COD(mg/ℓ)	1.3	1.3	1.4	1.2	2.1
	SS (mg/ℓ)	2	<1	2	5	<1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	16×10^2	64×10^2	25×10^2	22×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	195.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.71	0.42	0.78	0.7	0.4
	全燐(mg/ℓ)	0.023	0.007	0.024	0.020	0.016
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

愛宕谷川(愛宕橋) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.9	7.5	6.8	6.9	7.7
	DO (mg/ℓ)	10	9.7	10	8.9	9.6
	BOD(mg/ℓ)	<0.5	0.8	0.6	1.2	0.6
	COD(mg/ℓ)	1	1	1.1	2.0	1.2
	SS (mg/ℓ)	7	<1	2	3	<1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	39×10^2	19×10^2	23×10^2	19×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	28.5
	全窒素(mg/ℓ)	0.6	0.27	0.67	0.6	0.2
	全燐(mg/ℓ)	0.065	0.022	0.031	0.029	0.014
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

桂川(寅天井堰) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7	7.5	7	7.1	7.8
	DO (mg/ℓ)	10	11	9.7	10	10.5
	BOD(mg/ℓ)	0.7	0.9	0.9	1.3	0.9
	COD(mg/ℓ)	1.4	1.7	1.7	2.1	2.4
	SS (mg/ℓ)	3	1	5	9	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	39×10^2	31×10^2	50×10^2	31×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100ml)	—	—	—	—	47.0
	全窒素(mg/ℓ)	0.74	0.41	0.87	0.8	0.5
	全燐(mg/ℓ)	0.048	0.023	0.055	0.048	0.031
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

桂川(保津峡入口) (年2回5月, 11月採取)

測定年度 測定項目		平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 2 年度 (2020)	令和 4 年度 (2022)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	6.9	7.4	6.9	7.1	7.5
	DO (mg/ℓ)	9.9	10	10	9.2	11.0
	BOD(mg/ℓ)	0.7	0.8	1.2	1.3	1.2
	COD(mg/ℓ)	1.7	1.7	1.8	2.1	2.5
	SS (mg/ℓ)	7	1	6	10	3
	大腸菌群数(MPN/100mℓ)	61×10^2	21×10^2	61×10^2	27×10^2	—
	大腸菌数(UFC/100mℓ)	—	—	—	—	175.5
	全窒素(mg/ℓ)	1.23	0.67	1.2	1.1	0.8
	全燐(mg/ℓ)	0.063	0.034	0.077	0.049	0.041
その他	陰イオン界面活性剤(mg/ℓ)	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

8. 河川水質測定結果(重金属)の推移

法貴谷川(法貴)

測定年度 測定項目	平成17年度 (2005)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)
銅(mg/ℓ)	0.003	<0.01	0.004	<0.01	<0.01
鉛(mg/ℓ)	0.009	0.008	<0.002	<0.002	0.010

※「<」は当該数値未満

砂川(鹿谷)

測定年度 測定項目	平成17年度 (2005)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)
銅(mg/ℓ)	0.022	0.02	0.0175	0.0025	<0.01
カドミウム(mg/ℓ)	0.008	0.0086	0.0055	<0.001	0.0029

※「<」は当該数値未満

願成寺川(法然寺前)

測定年度 測定項目	平成17年度 (2005)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和2年度 (2020)	令和4年度 (2022)
銅(mg/ℓ)	0.014	<0.01	0.014	<0.01	<0.01
鉛(mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.002	<0.002	<0.005
カドミウム(mg/ℓ)	<0.005	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001
亜鉛(mg/ℓ)	0.045	0.018	<0.01	<0.01	0.0075
溶解性鉄(mg/ℓ)	0.54	0.23	0.19	0.055	0.535
溶解性マンガン(mg/ℓ)	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
全クロム(mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ニッケル(mg/ℓ)	<0.005	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン(mg/ℓ)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム(mg/ℓ)	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素(mg/ℓ)	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀(mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

※「<」は当該数値未満

9. 水質汚濁に係る環境基準等

i) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/ℓ 以下	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
全 シ ア ン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
砒 素	0.01 mg/ℓ 以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/ℓ 以下
総 水 銀	0.0005 mg/ℓ 以下	シ マ ジ ン	0.003 mg/ℓ 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ 以下	セ レ ン	0.01 mg/ℓ 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	フ ツ 素	0.8 mg/ℓ 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ホ ウ 素	1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1.4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下		

備 考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

ii)生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する項目、いわゆる生活環境項目は、各公共用水域につき、水域類型ごとに適用される。

河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ 以上とする。

- ※ 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物
用
水産3級 : コイ、フナ等、 β - 中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

第3章 騒 音

10. 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

年 度 施設数 種類	令和 3 年度までの累計		令和 4 年度		令和5年度	
	特定施設数	特定工場数等	特定施設数	特定工場数等	特定施設数	特定工場数等
金属加工機械	249	26	6	1	1	1
空気圧縮機及び 送 風 機	547	76	9	6	26	2
土石用破碎機 等	2	1	—	—	—	—
織 機	95	7	—	—	—	—
建設用資材製 造機械	3	2	—	—	—	—
穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—
木材加工機械	76	17	—	—	—	—
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—
印 刷 機 械	44	18	—	—	1	1
合成樹脂射出 成 形 機	93	8	—	—	—	—
鋳物造型機	2	1	—	—	—	—
計	1111	156	15	7	28	4

実 数		122		2		3
-----	--	-----	--	---	--	---

※特定工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

11. 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(単位:件)

種 類 \ 年 度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
くい打機等を使用する作業	1	2	—	2	4
びょう打機を使用する作業	—	—	—	—	—
削岩機を使用する作業	9	5	11	12	8
空気圧縮機を使用する作業	2	1	5	3	3
コンクリートプラント等を設けて行う作業	—	—	—	—	—
バックホウを使用する作業	8	7	5	6	7
トラクターショベルを使用する作業	1	—	4	—	1
ブルドーザーを使用する作業	7	3	3	—	—
計	28	18	28	23	23

12. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況

種類 \ 年度 施設数	令和3年度までの累計		令和4年度		令和5年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	731	61	7	4	13	1
圧 縮 機	1875	231	112	11	160	10
送 風 機	347	60	—	—	1	1
粉 碎 機	171	20	1	1	—	—
織 維 機 械	183	12	—	—	—	—
建設用資材製造機械	9	8	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械	258	51	—	—	—	—
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—
印 刷 機 械	16	8	1	1	—	—
合 成 樹 脂 加 工 機 械	66	10	—	—	—	—
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—
遠 心 分 離 機	5	4	—	—	—	—
ク ー リ ン グ タ ワ ー	126	29	—	—	—	—
重 油 バ ー ナ ー	28	3	—	—	—	—
工 業 用 動 力 ミ シ ン	666	37	—	—	—	—
ガ ラ ス 研 磨 機	18	3	—	—	—	—
ニューマチックハンマー	24	1	—	—	—	—
コルゲートマシーン	—	—	—	—	—	—
計	4,525	539	121	17	174	12

実 数		423		9		9
-----	--	-----	--	---	--	---

※工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

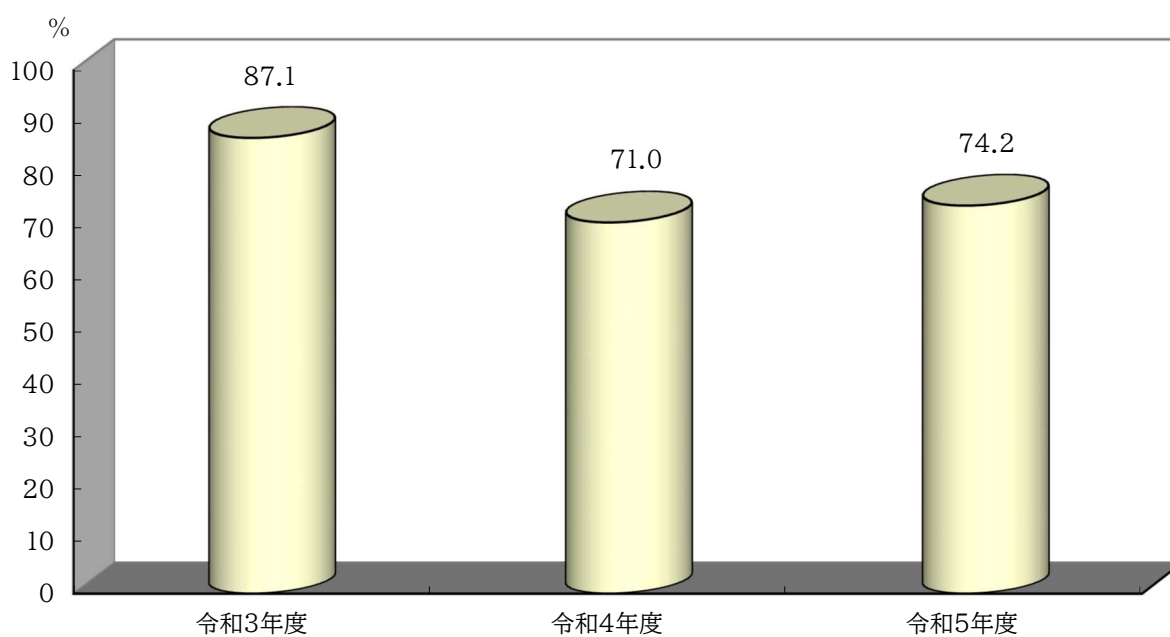
13. 騒音測定における環境基準達成状況

昼間

(単位:地点)

年 度 類型		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A	第一種低層住居専用	5/5	5/5	4/5
	第二種低層住居専用	2/2	2/2	2/2
	第一種中高層住居専用	2/2	2/2	1/2
B	第一種住居	11/13	9/13	10/13
C	近 隣 商 業	3/4	1/4	3/4
	商 業	2/2	1/2	1/2
	準 工 業	2/2	2/2	2/2
	工 業	0/1	0/1	0/1
合 計		27/31(87.1%)	22/31(71.0%)	23/31(74.2%)

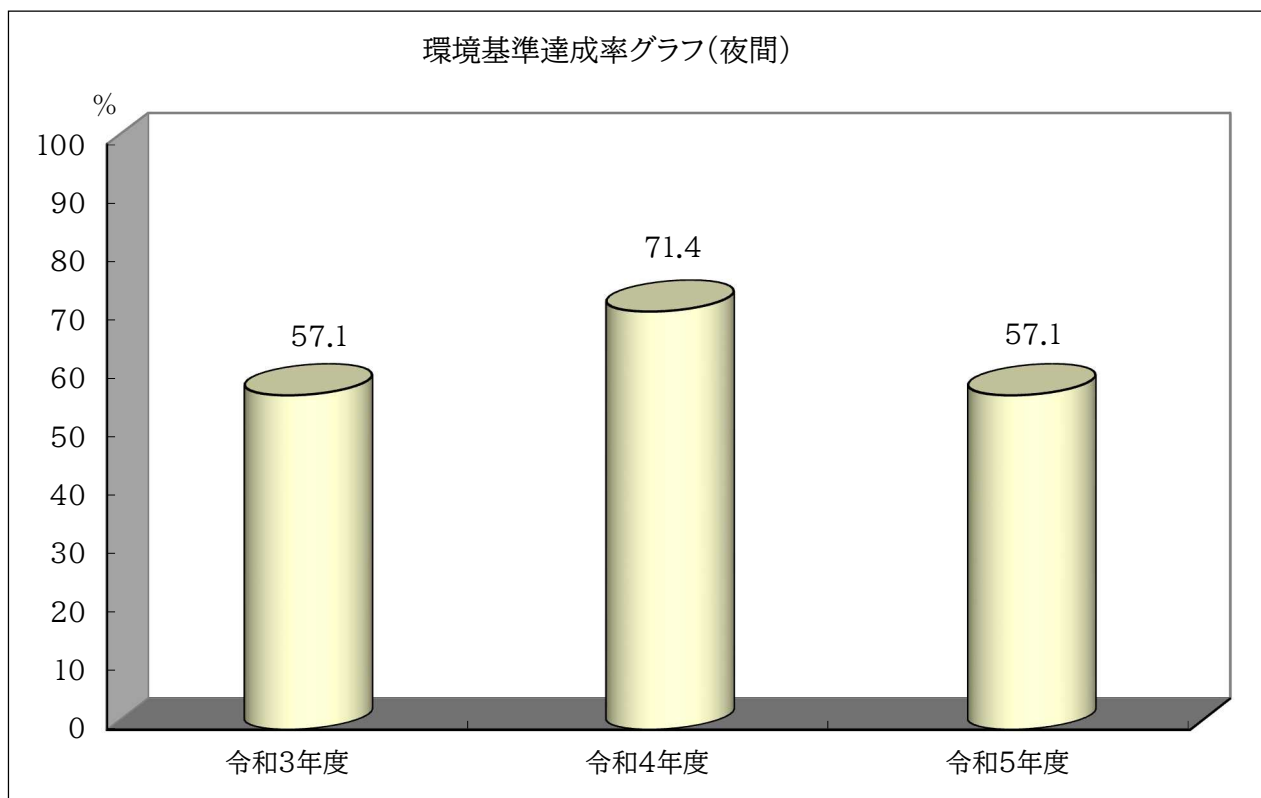
環境基準達成率グラフ (昼間)



夜間

(単位:地点)

年 度 類型		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
A	第一種低層住居専用	1/1	1/1	1/1
B	第一種住居	2/4	2/4	2/4
C	商 業	1/1	1/1	1/1
	工 業	0/1	1/1	0/1
合 計		4/7(57.1%)	5/7(71.4%)	4/7(57.1%)



14. 環境騒音測定結果

昼間

地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レ ベル	主たる音源	環境 基準 適否
					Leq		
B	第一住居	千代川町今津 1丁目8-16	11/14	15:15	46.6	自動車	○
B	第一住居	千代川町今津 3丁目10-5	11/14	14:55	53.5	自動車、バイク、シャッ ター音、話し声	○
A	中高住専	大井町小金岐 1丁目6	11/14	15:36	46.5	自動車、バイク	○
B	第一住居	大井町土田 1丁目5-7	11/14	14:32	52.0	自動車、バイク、話し 声	○
C	準 工 業	大井町土田 2丁目1	11/14	14:15	56.6	自動車	○
C	近隣商業	大井町並河 1丁目1	11/14	13:39	55.8	自動車、バイク	○
B	第一住居	大井町かすみヶ丘 14-14	11/14	13:57	55.2	自動車、用水路の水 音	×
C	工 業	大井町並河3丁目 14-15	11/14	15:55	63.8	自動車、バイク	×
B	第一住居	大井町並河2丁目 22-26	11/14	13:21	51.1	自動車、通行人、電車	○
A	中高住専	北河原町2丁目	11/14	11:17	56.4	自動車、鳥の鳴き声	×
B	第一住居	余部町天神又46	11/14	16:45	40.1	自動車、農作業	○
C	商 業	安町5	11/14	10:35	57.6	自動車、話し声	○
C	商 業	追分町大堀 20-1	11/17	9:48	61.1	自動車、信号、工事音	×
C	近隣商業	内丸町26	11/21	16:05	58.6	自動車、工事音	○
B	第一住居	紺屋町6-1	11/21	15:49	59.2	自動車、通行人、電車	×
C	準 工 業	古世町向嶋 16-1	11/17	10:04	51.1	自動車	○

地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レ ベル	主たる音源	環境 基準 適否
					Leq		
B	第一住居	北古世町1丁目 10-1	11/17	10:39	52.6	通行人、自動車	○
B	第一住居	三宅町野々神 1-1	11/17	10:21	46.7	自動車、電車	○
A	一低住専	篠町見晴1丁目 13-1	11/17	13:36	48.5	自動車	○
C	近隣商業	古世町2丁目 4-1	11/17	16:04	53.4	自動車	○
B	第一住居	篠町広田1丁目 4-11	11/17	10:57	46.7	自動車、電車、大工の 作業音、話し声	○
B	第一住居	篠町馬堀伊賀ノ 辻22	11/17	11:13	54.1	自動車、スーパーの作 業音	○
B	第一住居	曾我部町南条岩 ヶ谷1-57	11/21	15:12	45.5	自動車	○
A	一低住専	西つつじヶ丘雲 仙台2丁目4	11/17	15:42	49.6	自動車	○
A	一低住専	篠町広田2丁目 31	11/17	15:05	51.6	自動車、話し声	○
A	二低住専	篠町野条馬場前	11/17	14:16	42.6	自動車、住宅ドアの開 閉	○
B	第一住居	篠町篠八幡裏	11/17	13:55	56.5	自動車、通行人、電車	×
A	一低住専	篠町広田3丁目 11	11/17	14:49	45.0	自動車、話し声	○
A	二低住専	篠町森東垣内 1-42	11/17	14:32	53.5	自動車、話し声	○
A	一低住専	南つつじヶ丘桜 台2丁目6	11/17	15:23	55.3	自動車、話し声	×
—	調整区域	吉川町穴川堂ノ 前8	11/14	16:18	42.9	自動車	○
—	調整区域	下矢田町東法楽 寺54-75	11/17	16:25	41.9	住宅ドアの開閉	○
C	近隣商業	篠町馬堀駅前 1丁目	11/17	11:30	61.1	自動車	×

夜間

地域の 類 型	用途地域	指定地点所在地	測 定 年月日	測 定 時 間	騒音レベル	主たる音源	環境 基準 適否
					Leq		
C	工 業	大井町並河3丁目 14-15	11/17	23:42	57.3	自動車、工場音	X
B	第一住居	大井町並河2丁目 22-26	11/17	23:56	40.7	電車	○
C	商 業	安町5	11/18	0:12	40.9	自動車	○
B	第一住居	紺屋町6-1	11/17	22:58	48.5	自動車、話し声	X
B	第一住居	曾我部町南条岩ヶ 谷1-57	11/17	23:19	32.8	自動車	○
A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙 台2丁目4	11/17	22:43	32.4	自動車	○
B	第一住居	篠町篠八幡裏	11/17	22:24	47.3	自動車	X

15. 自動車交通騒音測定結果

○令和3年度

調査日時 令和4年3月7日(月) 11:00 ~ 3月8日(火) 11:00

路線名	センサス 区間番 号	調査結果(L _{Aeq}) [dB]			環境 基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
			道路近傍	背後地					
一般国道9号	10310	昼間	68	43	70	○	10:10	231台/10分	46km/h
							16:10	230台/10分	
		夜間	66	41	65	×	22:50	46台/10分	55.5 km/h
							0:00	20台/10分	
一般国道9号	10320	昼間	74	59	70	×	10:50	239台/10分	57km/h
							15:20	176台/10分	
		夜間	70	40	65	×	23:20	33台/10分	70.5 km/h
							0:30	16台/10分	
宮前千歳線	42200	昼間	67	50	70	○	10:30	76台/10分	51.5km/h
							15:40	119台/10分	
		夜間	59	43	65	○	22:00	19台/10分	52.5 km/h
							1:50	5台/10分	
宮前千歳線	42210	昼間	66	43	70	○	11:10	59台/10分	51.5km/h
							15:00	68台/10分	
		夜間	56	36	65	○	22:30	14台/10分	55km/h
							1:20	2台/10分	

注 1) 昼間は6～22時を、夜間は22～6時を示す。

注 2) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

○令和4年度

調査日時 令和5年3月6日(月) 12:00 ~ 3月7日(火) 12:00

路線名	センサス 区間番 号	調査結果(L _{Aeq}) [dB]			環境 基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
			道路近傍	背後地					
一般国道9号	10290	昼間	69	49	70	○	10:20	216台/10分	35km/h
							15:20	225台/10分	
		夜間	67	47	65	×	22:20	80台/10分	43.5 km/h
							0:20	28台/10分	
一般国道9号	10300	昼間	65	48	70	○	10:00	188台/10分	38km/h
							15:00	197台/10分	
		夜間	62	44	65	○	22:00	64台/10分	45.5 km/h
							0:00	20台/10分	
一般国道 372号線	11690	昼間	70	53	70	○	10:40	127台/10分	56.5km/h
							15:40	119台/10分	
		夜間	65	44	65	○	22:40	26台/10分	62km/h
							1:10	7台/10分	
一般国道 423号線	11790	昼間	64	38	70	○	11:10	41台/10分	47.5km/h
							16:10	82台/10分	
		夜間	57	35	65	○	23:10	7台/10分	51.5km/h
							1:30	6台/10分	

注 1) 昼間は6～22時を、夜間は22～6時を示す。

注 2) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

○令和5年度

調査日時 令和6年3月4日(月) 1:00 ～ 3月5日(火) 1:00

路線名	センサス 区間番 号	調査結果(L _{Aeq}) [dB]			環境 基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
			道路近傍	背後地					
亀岡停車場線 亀岡停車場 追分線	60830 60840	昼間	62	47	70	○	10:00	62台／10分	33.5km/h
							15:50	42台／10分	
		夜間	56	43	65	○	22:50	7台／10分	44.5km/h
							1:00	1台／10分	
亀岡園部線	41000 41010	昼間	65	44	70	○	10:40	67台／10分	38.5km/h
							15:30	83台／10分	
		夜間	55	41	65	○	22:00	12台／10分	45.5 km/h
							0:00	5台／10分	
クニッテル フェルド通り	-	昼間	61	54	70	○	10:20	50台／10分	23km/h
							15:10	26台／10分	
		夜間	51	46	65	○	22:20	17台／10分	33km/h
							0:40	2台／10分	

注 1) 昼間は6～22時を、夜間は22～6時を示す。

注 2) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

16. 騒音に係る環境基準

適用地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(工業専用地域を除く)として定められた区域。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB 以下	65dB 以下

※幹線交通を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20m までの範囲をいう。

地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

17. 騒音規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(工業専用地域を除く)として定められた区域。

特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間帯		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	午前8時～午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前6時～午前8時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後6時～午後10時				
夜間	午後10時～午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域:第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域:工業地域

2. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じた値。(第2種区域にあっては夜間を除く。)

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作業の種類	騒音の 大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業	85dB	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10時間	14時間	連続 6日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
びょう打機を使用する作業							
さく岩機を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラントを設けて行う作業							
アスファルトプラントを設けて行う作業							
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							

- ※ 1. 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
2. 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。
3. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間(6時から22時)	夜間(22時から6時)
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB 以下	70dB 以下

※幹線交通を担う道路に近接する区域とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20m までの範囲をいう。

区域の区分

区域の区分	該当地域
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

18. 夜間営業等の騒音の制限

(「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準)

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(工業専用地域を除く)として定められた区域。

飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準(午後10時～翌日午前6時)

項 目	第1種区域	第2種区域	第3種区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第1種区域: 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び知事が告示で指定する地域

第2種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び知事が告示で指定する地域

第3種区域: 工業地域及び知事が告示で指定する地域

- 第1種区域で飲食店営業等を営むものは、午後11時～翌日午前6時までの間、カラオケ装置、音響再生装置、拡声装置を使用してはならない。ただし、音が外部に漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。
- 測定場所は敷地境界線とする。敷地境界線上での測定が適当でない場合は敷地境界線以遠の適切な地点において測定するものとする。

19. 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限

(「京都府環境を守り育てる条例」に基づく基準)

時間帯	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
午前8時～午後6時	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時～午後8時	50dB	55dB	65dB	70dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域:第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域として定められていない区域

第3種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域:工業地域、工業専用地域

2. 測定場所は、拡声機の直下の地点から10m の地点とする。

3. 遵守事項

i) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと。(飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。)

ii) 幅員4m 未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。

iii) 地上10m 以上の位置で拡声機を使用しないこと。

iv) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。

v) 50m 以内の距離で同一の営業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

第4章 振 動

20. 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

種 類 \ 年 度 施設数	令和3年度までの累計		令和4年度		令和5年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	500	32	20	2	1	1
圧 縮 機	323	53	8	3	7	3
土石用破砕機等	2	1	－	－	－	－
コンクリートブロックM	73	6	－	－	－	－
織 機	2	2	－	－	－	－
木 材 加 工 機 械	14	8	－	－	－	－
印 刷 機 械	28	12	－	－	1	1
ゴム練用ロール機	－	－	－	－	－	－
合成樹脂用射出成形機	120	15	2	1	－	－
鋳 物 造 型 機	2	1	－	－	－	－
計	1064	130	30	6	9	5

実 数		89		4		4
-----	--	----	--	---	--	---

※工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

21. 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

種 類 \ 年 度	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
くい打機等を使用する作業	2	1	2	3
鋼球を使用して破壊する作業	－	－	－	－
舗装版破壊機を使用する作業	－	－	－	1
ブレーカーを使用する作業	7	7	5	8
計	9	8	7	12

22. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の届出状況

種 類 年 度 施設数	令和3年度までの累計		令和4年度		令和5年度	
	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数	特定施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	295	30	6	3	—	—
粉 碎 機	160	17	1	1	—	—
バッチャープラント	8	8	—	—	—	—
冷 凍 機	630	125	45	8	59	6
遠 心 分 離 機	1	1	—	—	—	—
ニューマチックハンマー	24	1	—	—	—	—
コルゲートマシーン	—	—	—	—	—	—
原 石 切 断 機	4	1	—	—	—	—
印 刷 機 械	1	1	1	1	—	—
ゴム練用ロール機	1	1	—	—	—	—
合成樹脂用射出成形機	1	1	—	—	—	—
鋳 物 造 型 機	—	—	—	—	—	—
計	1122	183	53	13	59	6

実 数		134		7		2
-----	--	-----	--	---	--	---

※工場数とは、その年の届出件数(設置、使用、全廃、数等の変更)であり、実数とはリンクしない。

23. 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる用途地域(工業専用地域を除く)として定められた区域。

特定工場等において発生する振動の規制基準

時間帯		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	60dB	65dB
夜間	午後7時～午前8時	55dB	60dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じた値。(第1種区域の夜間を除く。)

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業	75dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1号区域:規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域内。

第2号区域:規制地域のうち、第1号区域以外の区域。

2. 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

道路交通振動に係る要請限度

時間帯		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	65dB	70dB
夜間	午後7時～午前8時	60dB	65dB

※ 1. 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、

第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

第5章 悪 臭

24. 京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況

(令和 5 年度までの累計)

施 設 の 種 類	施設数
飼料、肥料又は「にかわ」の製造の用に供する施設で原料置き場	5
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設等	3
合 計	8

25. 悪臭防止法による規制基準

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項号に規定する市街化区域。

敷地境界における規制基準

単位:ppm

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.005	0.07
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.05	0.5
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.05	0.5

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イソブタノール	0.9	20
酢 酸 エ チ ル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
ト ル エ ン	10	60
ス チ レ ン	0.4	2
キ シ レ ン	1	5
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01

備考 1. A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。

2. B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。

② 排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③ 排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

第6章 ダイオキシン

26. 大気中におけるダイオキシン類調査結果

区 分	調査地点	濃 度(pg-TEQ/m ³)
		令和5年度年平均値
一 般 環 境	亀岡測定局	0.096
環 境 基 準(年 平 均 値)		0.6

資料：京都府

27. 公共水域におけるダイオキシン類調査結果

区 分	調 査 地 点	水質濃度(pg-TEQ/L)
		令和5年度
河 川	犬飼川(並河橋)	0.17
環 境 基 準		1

資料：京都府

28. 土壌中におけるダイオキシン類調査結果

区 分	調 査 地 点	土壌濃度(pg-TEQ/g)
		令和3年度
一 般 環 境	亀岡市	0.018
環 境 基 準		1,000

資料：京都府

29. ごみ焼却施設の排ガスにおけるダイオキシン類濃度

(令和5年度)

(単位:ng-TEQ/m³)

施設名	炉番号	炉規模(t/日)	排ガス中 ダイオキシン濃度	法定基準
桜 塚 クリーンセンター	1	60	0.0035	5
	2	60	0.0011	
	3	60	0.000074	

*但し1日の運転は最大2炉で、炉規模については上限120t/日

*法定基準は、14.12.1以降設置の既存施設で1時間当たり 2,000～4,000kg の焼却能力を有する焼却炉に該当(30.廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準参照)

30. ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁

及び土壌の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- ※ 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域および地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
5. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
6. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
7. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

31. 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準

(単位:ng-TEQ/m³)

特定施設の種類			新設施設	既存施設		
				12.1.15 ~ 13.1.14	13.1.15 ~ 14.11.30	14.12.1~
廃棄物 焼却炉	焼却 能力	4,000kg/時間~	0.1	基準の適 用を猶予	80	1
		2,000kg~	1			5
		4,000kg/時間				
		~2,000kg/時間	5			10

第 7 章 空き地の雑草

32. 雑草パトロールの結果

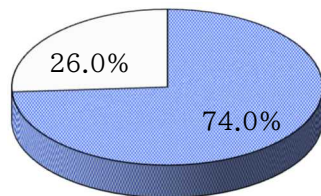
調査日：令和5年6月15日・23日 （単位：地点）

調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀岡地区	5	4	80 %
千代川町	1	1	100 %
曾我部町	3	3	100 %
篠町	6	3	50 %
西つつじヶ丘	5	3	60 %
南つつじヶ丘	1	1	100 %
蕨田野町	1	1	100 %
千歳町	1	1	100 %
合 計	23	17	74 %

調査日：令和5年9月21日 （単位：地点）

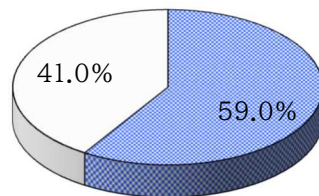
調査地区	調査箇所	不良状態箇所	未刈取率
亀岡地区	4	0	0 %
千代川町	1	1	100 %
曾我部町	3	3	100 %
篠町	3	2	67 %
西つつじヶ丘	3	1	33 %
南つつじヶ丘	1	1	100 %
蕨田野町	1	1	100 %
千歳町	1	1	100 %
合 計	17	10	59 %

空き地の雑草調査結果グラフ
（令和5年6月15日・23日）



■ 不良状態箇所 □ 正常状態箇所

空き地の雑草調査結果グラフ
（令和5年9月21日）



■ 不良状態箇所 □ 正常状態箇所

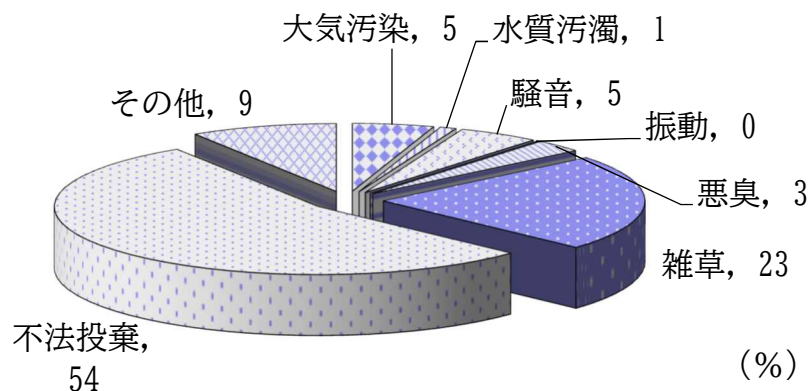
第8章 苦 情

33. 年度別苦情件数

(単位:件)

年度 種類	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計	構成比
大気汚染	10	0	6	11	27	5 %
水質汚濁	0	3	0	2	5	1 %
騒 音	4	4	10	14	32	5 %
振 動	0	0	0	0	0	0 %
悪 臭	5	2	1	10	18	3 %
雑 草	29	30	22	57	138	23 %
不法投棄	73	73	63	112	321	54 %
そ の 他	17	15	10	9	51	9 %
計	138	127	112	215	592	100 %

種類別苦情割合（令和2年～令和5年度累計）



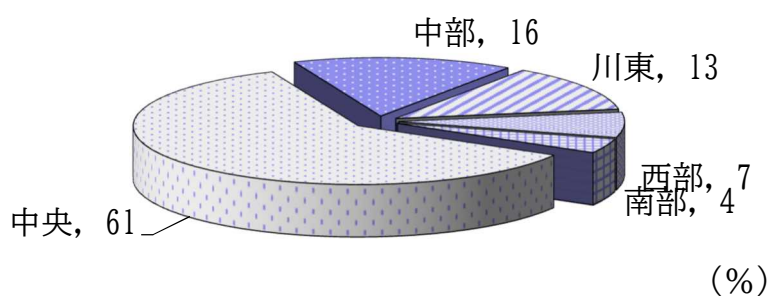
34. 地域別苦情件数

(単位:件)

地域 \ 年度		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計	構成比
中央	亀岡地区、篠、 大井、千代川、 東・西・南つつじヶ丘	81 (17)	69 (12)	67 (12)	144 (38)	361 (79)	61 %
中部	曾我部、吉川、蘆田野	24 (5)	28 (6)	15 (4)	30 (11)	97 (26)	16 %
川東	旭、馬路、千歳、 河原林、保津	14 (2)	22 (6)	17 (3)	21 (3)	74 (14)	13 %
西部	本梅、畑野、宮前、 東本梅	12 (5)	4 (1)	10 (2)	13 (5)	39 (13)	7 %
南部	東別院、西別院	7 (0)	4 (3)	3 (1)	7 (0)	21 (4)	4 %
合 計		138 (29)	127 (28)	112 (22)	215 (57)	592 (136)	100 %

※()は、雑草についての苦情件数

地域別苦情割合（令和2年～令和5年度累計）



第9章 一般廃棄物の状況

35. ごみ排出量処理実績

(単位：トン)

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年 (2023)
① 総ごみ排出量	25,730.95	25,062.18	25,205.10	24,814.58	24,195.77	24,051.81	22,113.14
② 家庭系ごみ排出量	18,723.67	18,573.92	18,417.76	18,486.10	18,029.93	17,573.39	15,852.06
③ 燃やすごみ	19,585.54	18,983.88	19,137.92	18,801.85	18,737.16	18,620.66	17,080.72
家庭系	12,980.58	12,837.49	12,869.81	12,897.04	12,760.87	12,521.52	10,985.23
事業系	6,574.78	6,114.97	6,216.85	5,852.07	5,931.68	6,007.17	6,012.33
その他	30.18	31.42	51.26	52.74	44.61	91.97	83.16
④ 埋立ごみ	1,519.97	1,597.97	1,722.58	1,873.55	1,512.78	1,611.31	1,070.78
家庭系	1,310.77	1,439.27	1,399.76	1,582.98	1,418.87	1,344.46	998.90
事業系	33.27	34.60	33.28	29.25	28.13	24.97	20.01
その他	175.93	124.10	289.54	261.32	65.78	241.88	51.87
⑤ 粗大ごみ	326.40	347.02	408.82	414.44	360.52	399.58	549.58
家庭系	208.60	236.09	275.58	316.74	301.90	304.39	466.05
事業系	2.77	0.94	0.00	0.00	0.00	0.00	9.18
その他	115.03	109.99	133.24	97.7	58.62	95.19	74.35
⑥ 空きカン	244.01	208.13	212.92	246.65	239.88	234.45	249.18
家庭系	243.49	207.74	212.56	246.11	238.98	232.18	247.03
事業系	0.00	0.00	0.00	0.09	0.00	0.00	0.19
その他	0.52	0.39	0.36	0.45	0.90	2.27	1.96
⑦ 空きビン	567.20	540.41	509.53	489.64	476.87	443.43	412.87
家庭系	492.40	468.56	446.72	454.78	440.75	428.46	404.84
事業系	74.29	71.36	62.20	34.44	35.08	13.55	5.98
その他	0.51	0.49	0.61	0.42	1.04	1.42	2.05

		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
	⑧ ペットボトル	116.54	121.76	124.04	132.43	135.81	131.44	117.18
	抛点収集	29.55	27.70	26.80	26.05	25.75	20.90	16.28
	抛点収集以外	86.99	94.06	97.24	106.38	110.06	110.54	100.90
	⑨ スプレー缶	20.09	20.09	20.91	23.34	22.90	24.21	24.60
	⑩ 小型家電	4.31	4.57	4.42	30.29	9.35	9.54	14.29
	⑪ プラスチック製容器包装	680.67	688.31	692.69	743.87	758.84	758.97	941.25
	⑫ 使用済乾電池	7.84	5.94	9.66	17.60	24.52	21.88	21.68
	⑬ 使用済蛍光管	2.28	2.06	2.32	3.08	2.69	2.73	2.79
	⑭ 集団回収	2,656.10	2,542.04	2,359.29	2,037.84	1,914.45	1,793.61	1,628.22
	⑮ ライター	1.63	1.63	1.53	1.80	1.61	1.49	1.12
⑯ 資源化量		4,257.69	4,156.62	3,951.65	4,141.39	4,034.89	4,024.12	4,412.37
	⑰ 使用済乾電池	10.03	5.00	10.02	15.23	30.41	20.80	25.10
	⑱ 使用済蛍光管	2.14	1.77	1.65	2.91	2.58	1.94	2.24
	⑲ 空きカン	153.51	156.27	158.82	165.66	161.80	149.79	152.29
	⑳ 空きビン	570.17	547.00	530.80	510.05	508.30	444.22	428.91
	㉑ 不燃性粗大ごみ	63.02	74.25	58.43	76.37	72.57	67.97	110.81
	㉒ ペットボトル	111.21	120.09	119.91	129.37	133.50	135.78	136.34
	㉓ スプレー缶	17.60	15.19	26.95	26.79	20.18	26.38	23.61
	㉔ 小型家電	8.38	3.55	1.60	30.29	9.35	9.54	14.29
	㉕ プラスチック製容器包装	665.53	691.46	684.18	735.76	755.43	762.41	1,052.93
	㉖ 集団回収	2,656.10	2,542.04	2,359.29	2,037.84	1,914.45	1,793.61	1,628.22
	㉗ 埋立てごみ排出資源化物				411.13	426.32	417.05	376.13
	㉘ 金属類						105.30	98.83
	㉙ 木くず類						78.72	351.56
	㉚ スプリングマットレス						10.61	11.11

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
㊸ 人 口(年度末現在)	89,407 人	88,833 人	88.320 人	87,741 人	87,373 人	86,975 人	86,569 人
㊹ 資 源 化 率(㊶／㊸)	16.55%	16.59%	15.68%	16.69%	16.68%	16.73%	19.95%
㊺ 1日1人当たりごみ排出量(単位:g)	573.76	572.84	571.33	577.23	565.36	553.56	501.68
㊻ 1日1人たりごみ排出量(単位:g)	788.48	772.95	781.87	774.84	758.70	757.64	699.83

※㊸=㊳～㊷の家庭系+㊸+㊹+㊺+㊻+㊼+㊽+㊾

※㊽ライターの重量は2重計上になるためごみ排出量には含まない。

※㊿～㊻, ㊼～㊾は、再資源化施設(エコトピア亀岡等)から資源として排出された量です。

※㊾は容器包装リサイクル協会への引渡数量です。

※㊼, ㊽=新聞、雑誌、ダンボール、古布

※㊿=㊸／㊻／365 日×1,000,000

※㊻=㊸／㊻／365 日×1,000,000

第10章 用語集

36. 大気関係

■二酸化硫黄	主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくなどの原因物質および酸性雨の原因物質として知られている。
■二酸化窒素	主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、工場のボイラーなどや自動車などが発生源である。酸性雨や光化学大気汚染の原因物質であるだけでなく、高濃度になると呼吸器に影響を与える。
■光化学オキシダント	工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物などが、太陽光線的作用によって化学反応を起こしてつくられる強い酸化力を持った物質。光化学スモッグの主成分となる。
■浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が$10\mu\text{m}$以下のもの。大気汚染の重要な一因であり、視力の低下、有害物質の直接吸引などにより呼吸器に影響を及ぼす。 発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガス、それにNO_x、SO_xといったガス状物質が大気中で化学反応を起こしたもの、土ぼこりや海水が飛び散り発生するものがある。
■微小粒子状物質(PM _{2.5})	大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの(粒径$2.5\mu\text{m}$以下の微小粒子状物質)。 呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。 発生源から直接排出される一次粒子と、大気中での光化学反応等によりガス成分(揮発性有機化合物(VOC)、窒素酸化物(NO_x)、硫黄酸化物(SO_x)等)から生成される二次粒子に分類される。 発生源は、自然起源と人為起源に分類される。黄砂や、火山排出物などの自然起源の粒子にはPM_{2.5}より大きな粒径のものが多く含まれる。

37. 水質関係

■環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。
■BOD(生物化学的酸素要求量)・COD(科学的酸素要求量)	いずれも水の有機性物質による汚濁の度合いを示す指標で、工場の排水測定等に用いられるBODは、水中の有機物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量をいい、CODは水中の有機物質を酸化するのに必要な過マンガン酸カリウム等の酸化剤の量から求める。単位はどちらも mg/ℓ で表し、この数値が大きいほど水中に有機物が多く汚濁していることを示す。 公共用水域の測定に際して、河川についてはBODが、湖沼や海についてはCODが用いられる。
■水素イオン濃度(pH)	溶液中の水素イオンの濃度をいい、 $\text{pH}=7$ が中性、これより小さい数値が酸性、大きい数値がアルカリ性であり、特殊な例(温泉など)を除いて河川水等の表流水は中性付近の pH 値を示す。
■溶存酸素量(DO)	水中に溶けている酸素量で、きれいな水ほど飽和に近い量が含まれる。ゼロになると腐敗が始まり悪臭が発生する。水温 20°C で飽和値は $9.17\text{mg}/\ell$ 。
■浮遊物質(SS)	水に溶けず浮遊している 2mm 以下の物質。水の濁りの原因となり、魚類のえらをふさいでへい死させたり、日光透過を悪化させ水中の植物の光合成を妨げたりする。含有量の多い水は飲料水として不適である。
■大腸菌群数	乳糖を分解して酸とガスを生成する細菌群の総称であり、真性の大腸菌以外に数種の菌を含んでいる。大腸菌群が水中において検出されるということは、その水が人や動物のし尿等により汚染されていることや、病原細菌が存在している可能性があることを示す。
■大腸菌数	一定量の試料を培地で培養した際に出来る大腸菌のコロニーの数を示し、人畜し尿汚染の指標となる。 以前の生活環境項目環境基準の項目である大腸菌群数では、自然由来の細菌も検出される可能性があり、糞便汚染を的確に捉えられないため、環境省は令和4年4月1日より生活環境項目環境基準の項目より大腸菌群数を削除、新たに大腸菌数を追加した。
■全窒素(T-N)・全リン(T-P)	水中に含まれる有機性、無機性の窒素化合物とリン化合物の総量。数値が大きいと富栄養化の原因になる。

■陰イオン界面活性剤	陰イオン界面活性剤などともいう。界面活性剤の中で、水に溶かすと電離して界面活性を示す部分が陰イオンとなるものをいう。水溶液としたとき、洗浄、湿潤、乳化、起泡、可溶化、分散などの活性を示す。各種石けんや洗剤として古くから利用され、硫酸エステル塩やスルホン酸塩類などその種類も多く、各種工業にも使われている。排水中に混入すると泡立ちを生じ、水質汚濁の原因をつくる。
■公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定められている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除かれる。

38. 騒音関係

■特定施設	大気汚染防止法や水質汚濁防止法、廃棄物処理法などの政令で定める有害物質を排出し、生活環境を阻害するおそれのある施設で、政令により指定された施設のことをさす。
■特定建設作業	騒音規制法・振動規制法の中の用語で、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるもの」をいう。作業実施の7日前までに届け出が必要である。
■環境騒音	観測する場所における総合された騒音であり、ある場所における特定の音源だけでなく、不特定多数の暗騒音が混じっている騒音をいう。

39. ダイオキシン関係

■ダイオキシン類	有機塩素化合物の中で、構造や毒性等の性質がよく似ているポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラウ及びコプラナーPCBを総称してダイオキシン類という。 塩素を含む物質を燃焼させたときなどに発生し、食物連鎖などにより体内に蓄積されると甲状腺機能の低下、生殖機能・遺伝子への悪影響、発がん性、内臓障害などが心配される。 毒性を表すときは、もっとも毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾパラジオキシンを1とした係数(TEF)により換算し、それを積算した毒性等量(TEQ)とする。
----------	---

令和6年度版 亀岡市環境白書データ集

令和6年11月発行

編集・発行	亀岡市環境先進都市推進部環境政策課
〒621-8501	亀岡市安町野々神8番地
TEL	0771-25-5023
FAX	0771-22-3809
E-mail	kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp
